

○ オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十五条の規定を実施するため、オリンピック競技大会優秀者顕彰規程を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この規程は、国がオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者に対し顕彰を行うのに必要な事項を定めるものとする。

（顕彰を受ける者）

第二条 国は、次の各号に掲げる者を特に優秀な成績を収めた者として顕彰する。

- 一 オリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者
- 二 パラリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者

（顕彰状の授与）

第三条 顕彰は、国が、顕彰状を授与することにより行う。

（奨励）

第四条 国は、次の各号に掲げる団体（オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う団体に限る。）が当該業務に応じて第二条各号に掲げる者を表彰（報奨金の交付を含む。）することを奨励するものとする。

- 一 公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体
- 二 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体